

## 令和5年度 市民の声一覧(下半期公表用)

受付月	区分	件名	市民の声	回答(対応)内容	担当課
10月	子ども・教育	土日祝保育について	<p>現在、土日祝預かり可能な保育園に子どもを通わせている母親です。両親共に土日祝就労のため、土日祝預かってもらえる保育園があることは本当にありがたいです。今、2人目の育児休暇のため、必然的に平日のみの保育になっていますが、そのルールに疑問を抱いています。</p> <p>基本的には「土日祝は就労時のみ」という保育園のルールがありますが、父親が土日祝仕事のため、母親が土日祝毎週ワンオペ育児になります。</p> <p>全ての家庭が土日祝休みではないのに、と思うとどうしても不公平感を感じてしまいます。育休中の母親の負担が大きくなってしまいますので、正直疲弊することもあります。</p> <p>平日に家族みんなで休む日もあるので、そうすると保育園へ行く日数も減ります。</p> <p>保育園独自のルールであれば仕方ないですが、就労証明書を提出するのが高知市で、おそらく育休中は平日のみの保育という規定を使っているのが高知市かなと思ったので、こちらへ意見として提出させていただきます。</p>	<p>高知市の保育幼稚園課のホームページをご覧くださいと「高知市内日曜・祝日保育実施施設一覧」という表がございます。この表の備考欄に「原則就労理由のみ利用可」など、各園の利用に関する記載があります。これは、本市から各園に確認させていただいた回答内容を記載しております。</p> <p>一覧に掲載されている保育施設では、日曜・祝日保育を実施されていますが、保育士は平日を含めた保育を実施している各曜日に必要人数が配置されており、保育士不足のなかでは、利用要件を原則就労のみとしているものではないかと思われます。</p>	保育幼稚園課
10月	子ども・教育	就学支援金について	<p>姉弟で、私立中学校と公立小学校に通っていますが、公立小学校で就学支援金の対象児童となった場合に、私立中学校に通う姉弟の支援対象条件を緩和してほしいです。</p> <p>生活が困窮しているので、同じ条件でも姉弟で支援対象に区別がついてしまうのは、辛いです。</p>	<p>公立の小中学校は、学校教育法の規定に基づき、授業料を徴収しておりません。それでもなお、経済的な理由で就学が困難な状況にある生徒・児童に対しては、自治体として必要な支援を提供する責務があることから、就学援助制度が実施されています。一方、私立学校では独自の教育カリキュラムを提供する代わりに授業料を徴収しています。私立学校に通学することは各家庭の任意の選択であるため、多くの自治体では、私立学校に通学する生徒・児童を就学援助の対象とはしていません。</p> <p>しかし、私立学校においても、経済的困難を理由に授業料を免除する制度を設けている学校があります。これを受け、高知市では平成8年から各学校の減免制度が適用される場合には私立学校に通う生徒・児童に対しても就学援助を実施しています。平成12年度には高知県が免除制度を設けている学校に対し助成を開始したことで、現在は高知市内にあるほとんどの私立学校でこの授業料の減免が制度化されています。</p> <p>高知市の就学援助申請の流れについては、各私立学校の授業料免除が決定された後、学校を通じて就学援助の案内をさせていただいております。案内を受けたタイミングで就学援助をご申請いただき、認定となった場合には、当年度の4月からの対象費用について遡って支給することとしています。</p> <p>ご提案をいただいた、公立学校に通う兄弟姉妹がいる場合の支援対象条件の緩和については、現状の制度下では、就学援助が認定となった兄弟姉妹の有無により各世帯への受給要件が異なることは公平性の観点から困難であると考えております。</p> <p>この度は、市民の声を通じてご意見をいただき、ありがとうございました。今後、制度の見直しについて検討を進める際には、貴重なご意見を参考にさせていただきます。また、何かご不明な点やご質問がありましたら、お気軽にお問い合わせください。より良い市民サービスを提供できるよう努めてまいりますので、今後ともよろしく願いいたします。</p>	青少年・事務管理課

受付月	区分	件名	市民の声	回答(対応)内容	担当課
11月	子ども・教育	レスキュー保育を病児保育施設に併設してほしいです	<p>病児保育施設にレスキュー保育を併設して欲しいです。 ※レスキュー保育とは、登園後に子どもが体調を崩した際に、親の代わりに看護師さんが小児科へ連れて行ってくれたり、子どもを預かってくれる施設の事です。 共働き夫婦で未就学児の子どもがいます。 登園した子どもが体調を崩した際に園から迎えに来て欲しいと連絡が来るのですが、その度に夫婦で「どちらが仕事を早退出来るか」等の相談をし合い、無理してでも早退出来るような方が迎えに行きます。 そして子どもの症状が治っても「登園は症状の消失1～2日経過後(日数は病気による)」とお願いされています。 なので、連日休暇を取得せざるを得ない場合が多々あるのが現状です。 小さな子どもは割と頻りに体調を崩します。 出来る限り傍にいてあげたくて夫婦で協力(交代)しながら看病をしていますが、早退や休暇の度に仕事を職場の方々がフォローして下さることもあるので、毎月のように迷惑かけていると言う気持ちもあり、精神的に辛くなっていきます。 子どもが風邪等の一時的な病気で体調を崩しても安心して代理を任せられるレスキュー保育を病児保育施設に併設してほしいのですが、難しいでしょうか。</p>	<p>高知市では、お問い合わせの「レスキュー保育」は実施しておりませんが、病中または病気の回復期にあるお子さんを、仕事等の都合のために家庭で保育できない保護者に代わって、医療機関等に併設された施設で保育士と看護師が医師と連携をはかりながら、一時的にお預かりする「病児保育事業・病後児保育事業」を実施しております。 施設を利用される際には、医療機関を受診し、医師に「診療情報提供書」を書いていただいたうえで、この「診療情報提供書」に記載された病名を施設に伝えていただいております。 病気の流行期には、施設利用のご希望が重なり、キャンセル待ちとなることもございますが、予約申込をしていただければと思います。 また、高知市内の保育園等では、登園されたお子さんが保育中に体調不良となった場合に、保護者の方がお迎えに来られるまでの間、園に常駐している看護師等が緊急的にお子さんをお預かりする「体調不良児対応型病児保育」を行っている園もございます。 この「体調不良児対応型病児保育」ではお迎えに来られるまでは看護師等がお預かりしております。しかしながら、できるだけ早くかかりつけ医にて受診をしていただくことが安心につながりますので、お子さんが体調不良となったことが分かった際には保護者の方にその旨お知らせするとともに、お迎えについてもお願いしているところです。 今回ご意見いただきました「レスキュー保育」につきましては、他の自治体の実施状況を確認いたしましたところ、子どもにとっては知らない大人が迎えに来て慣れない場所に連れていかれることによる「お子さんの心身への負担」の大きさや保護者の方の費用負担等が大きいことから、導入については慎重な検討が必要であると考えております。</p>	保育幼稚園課 子ども育成課
12月	子ども・教育	産後支援について	<p>高知市で2児の母をしています。下の子はまだ6か月なのでまだまだ手がかりがかります。 高知市に住んでいますが、夫婦以外の家族は県外在住なので育児の協力は頼めず、夫は仕事のため、育児は私1人で行っています。 産後支援として、高知市には産後ケア事業があるかと思いますが、これはあくまで赤ちゃんのための制度だと感じています。 重きは赤ちゃんに置いているもので、お母さんの支援も考えていただきたくご連絡いたしました。 1人の育児ならゆっくり家事も疎かにお世話をしていけば良いのですが、2人も子どもがいるとそうはいきません。 保育園の送り迎えが終わると洗い物、洗濯、掃除と家事が待っています。 家事の間で赤ちゃんが起きると全てがストップして、家事ができないまま1日が終わります。 実家支援のある家庭はおばあちゃんに預けたり、送り迎えをお願いしたりしているようですが、配偶者が単身赴任したり、移住者の場合には、家事まで手が回らないと思います。 他県の産後ケア事業は助産師以外の先輩ママアルバイトなどが家事支援なども行っているの、是非高知市も実施して欲しいです。検討よろしくお祈いします。</p>	<p>本市産後ケア事業のサービス内容については、利用者や事業所の幅広いご意見を頂戴しつつ、検討を重ねているところです。 他市町村の産後ケア事業との比較等も含め、本市での産後ケア事業の最善について、今後も取り組んでまいります。 今回いただいたご意見の中で、日々の家事等に時間が足りない点につきましては、高知市では市内保育園等での一時預かり事業もございますので、時間のかかる家事やご自身のための時間の確保にご利用できます。 その際は保育幼稚園課(088-823-4012)までお問い合わせください。 あわせて、こうち子育てガイド「ばむ」(ネット検索でご覧いただけます)に本市の子育て支援情報を集約しておりますので、ぜひご活用ください。</p>	母子保健課
2月	子ども・教育	こども医療費の拡充について	<p>桑名市長様に早急の要望です。 早期に着手したい施策として、こども医療費助成金の中学生までの拡充をうたっておりますが、4月からの拡充をお願いしたいです。 高知市で子どもがどんどん減っている現状からも、すぐにでも着手すべき施策と思います。期待だけさせておいて、結局先延ばしにされるようでは困ります。</p>	<p>市長公約である子ども医療費助成の中学生までの拡充にあたりましては、まずは財源を確保した上で、条例改正及び予算に関しての市議会の承認をいただくことで、準備作業に取りかかることが可能となります。その後、システムの改修作業や、市民の皆様、医療機関を含む関係機関へ周知をするとともに、対象の方にはご申請をいただき受給者証の発行等の事務作業が必要となります。 現在、令和6年10月からの拡充を目指し、来月に開催される市議会定例会に対し、子ども医療費の対象年齢を中学生までとする条例改正案とシステム改修費を含む事務費や医療費の予算案を上程する準備を進めているところです。 来月の市議会定例会にて承認されましたら、4月以降順次事務作業を進めていく予定です。</p>	子育て給付課
2月	子ども・教育	小学校の放課後児童クラブに関して	<p>来年度、子どもが小学校に進学する予定ですが、校区外からの通学の場合、児童クラブの選考において、校区外より校区内が優先されるので、待機児童になる可能性が高いと言われました。 両親が共働きなので、緊急時における子どもの安全確保のために、母親の職場から最寄りの小学校を希望したいと思い校区外申請するつもりですが、児童クラブに入れないと夏休みは1日中子ども1人で家にいるようになってしまいます。 校区外でも校区内と同じように選考してほしいです。 待機児童にならないように、児童クラブを増やすなどの処置はしていただけないのでしょうか。</p>	<p>いただきました放課後児童クラブに関するご意見について、校区外通学の申請を予定されているとのことですので、校区外通学が許可された児童についてお答えいたします。 校区外通学が許可される理由は複数ございますが、「小学生の保護者が仕事に従事し、下校後も保護者が自宅にいない状態にある者で、あずけ先がある場合」を理由に申請・許可された児童につきましては、「下校後に児童をあずかってくれる人がいる」ことで許可となりますので、まずは、下校後に保護者が就労等で家庭におらず、あずけ先がない児童を優先して入会いただき、そのうえで利用者が定員に達していない場合、校区外通学許可児童等に入会のご案内をしております。</p>	子ども育成課

受付月	区分	件名	市民の声	回答(対応)内容	担当課
3月	子ども・教育	面会交流→親子交流への名称変更	<p>離れて暮らす親子が親子交流(面会交流)により繋がりを保つことは、子どもの権利であるだけでなく、健やかな成長に寄与する機会にもなります。</p> <p>「面会」という言葉は、人と直接に会うという意味で広く使われている言葉ですが、本来、地位の高い人との面会や病院での面会等、制限された状況下で行われるものとして用いられることもあり、壁を感じるものになる時があります。</p> <p>そこで子どもが親に会うことを「親子交流」として表現の見直しが行われました。</p> <p>法務省についても、面会交流から親子交流に変更されました。</p> <p>高知市の表記についても、親子交流に変更するように提案させていただきます。</p>	<p>法務省のホームページ等におきましても、現在、「親子交流(面会交流)」という表現を使用しております。</p> <p>また、令和5年7月にこども家庭庁より通知が発出されている「母子家庭等就業・自立支援事業実施要綱」において、「面会交流」という表現が「親子交流」に改められております。</p> <p>つきましては、本市が高知県と共同で実施しております「ひとり親家庭支援センター(ひとり親家庭等就業・自立支援相談事業)」の公式HPIにおける「面会交流」という表現を「親子交流」という表現に修正いたします。</p> <p>併せて、今後、本市が発行する印刷物などでも、同表現に改めてまいります。</p>	子育て給付課
3月	子ども・教育	待機児童と保育園料	<p>高知市在住の2児(6歳と1歳)の母で、上の子どもは4月から小学一年生です。</p> <p>私が仕事に復職するに際して、4月から下の子どもが保育園に入園しますが、下の子どもの保育料が満額になってしまいます。</p> <p>保育園料も同時期に兄妹児がいれば保育料を無償とは何ですか？</p> <p>各家庭でカウントして下さい。</p> <p>子どもを授かれなくて5年空いてやっと授かったのに、産んでからの問題が多すぎます。</p> <p>これでは産みたくても産めない人が増える一方です。</p> <p>助けてください。切実に困っています。</p>	<p>保育料につきましては、全国的に同じ制度での運用として、国の定める徴収基準額表の所得区分に応じた決定されており、保育料として利用者にご負担いただく費用を除いた保育所等の運営などの保育の実施に必要な費用を国、県、市町村で負担しています。</p> <p>こうしたなか、本市では、財政的な負担を増やすこととし、高知市独自の取組みとして保護者の負担軽減を図っております。</p> <p>まず、国の保育料徴収基準額表の所得区分が8階層であることに対して、独自の保育料の軽減措置として所得区分を15階層とし、さらに各階層で国の基準額より低く保育料を設定して保護者の負担軽減を図っております。</p> <p>次に、多子世帯の保育料の軽減につきましては、同時に2人以上保育所等に入所して利用されている場合には、国が2人目を半額としていることに対して、平成26年度から2人目以降の保育料を無償化し、副食費(おかず・おやつ代)につきましても、令和元年10月から月額4,500円を上限に減免することで、保護者の負担軽減を図っております。(令和6年4月から月額4,800円に改定)</p> <p>その他にも、就労されている保護者など、保育時間を延長する要望が高まってきたことから、7時30分からの早期保育や、19時までの延長保育の実施拡大に取り組むなど、保護者の負担軽減に向けて、高知市独自で取組みを進めております。</p> <p>こうしたことから、現時点におきましては、高知市の財政負担を増やすことで、すべての保護者の負担軽減を図りながら、同時に2人以上入所している多子世帯への負担軽減を図っている状況であり、高知市の財政事情からも、今以上に多子世帯への保育料等の減額の拡大を図ることは困難な状況でございますので、ご理解くださいますようお願い申し上げます。</p>	保育幼稚園課